

令和

4 年度 事務事業評価シート

事務事業の概要・計画（PLAN）

事務事業名	(飲供)維持管理事業	会計名称	飲料水供給施設特別会計				担当課	上下水道課	
予算科目	1 款 1 項 2 目	事業番号	8605				所属長名	長岡崇	
事業評価の有無	■ 評価対象事業	□ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）					担当責任者名	宮田哲二	
法令根拠等	愛媛県水道条例								
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造 潤いのある水環境づくり					実施期間	【開始】	令和/平成 17 年度	
総合計画における本事業の役割	潤いある水環境づくりにおいて、住環境の整備や生活安全の確保に努め、中山地区飲料水供給施設区域内の安定的な水の供給及び安全な水づくりを行うための維持管理	事業の対象	市民（中山地区の飲料水供給施設の利用者）				【終了】	令和 年度（予定）	■ 設定なし
事業の目的	中山地区の4箇所（柚之木、高岡、平村、添賀）の飲料水供給施設区域内に安定的に水の供給を行えるよう施設管理をする。	昨年度の課題							
事業の内容（整備内容）	中山地区の4箇所（柚之木、高岡、平村、添賀）の飲料水供給施設区域内に安定的に水の供給を行うために各浄水場及び配水管等の水道施設を維持管理する。	昨年度の課題に対する具体的な改善策							

事業活動の内容・成果（DO）

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）											
項目	前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	前年度実績	4年度予定	9月末の実績	4年度実績						
直接事業費	4,048	3,670	0	0	0	2,990	光熱水費	千円	577	582	280	627						
国庫支出金	0	0	0	0	0	0												
県支出身金	0	0	0	0	0	0												
地方債	0	0	0	0	0	0												
その他	0	0	0	0	0	0												
一般財源	4,048	3,670	0	0	0	2,990	修繕費	千円	1021	851	25	350						
職員の人工（にんく）数	0.18	0.18				0.18												
1人工当たりの人事費単価	7,841	7,794				7,794												
※ 直接事業費+人件費	5,459	5,073				4,393	委託料	千円	795	795	0	794						
主な実施主体	直接実施	実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）				工事請負費												
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）				5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	5年間の合計									
成果指標	指標	水道使用料÷維持管理費用（直接事業費）×100			単位	区分年度 目標 実績	前年度	4 年度	5 年度	目標毎年度								
					%		100	100	100	100								
	指標設定の考え方	水道施設を維持管理していく上で、費用対効果及び受益者負担の原則により、独立採算性がとれる事業に少しでも近づける必要がある。			目標		43	52										

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)			飲料水供給施設は、水道使用料収入だけでは経営が賄えておらず、一般会計からの繰入が必要不可欠である。委託している地元水道組合との緊密連携により、機器等の異常発生時の早期対応、また、事務の効率化により経費節減を図っていく。					
事務事業の評価	事務の自己判定～担当責任者～	妥当性	目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 概ね、施策の目的に沿った事業である。 3 この事業では施策の目的を果たすことができない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業成果・工夫した点
			社会情勢等への対応	5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 3 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	3			地元水道組合にこまめな点検実施を指示するとともに、施設の修繕も必要最小限にする等、施設の維持管理費用の節減に努めている。
			市の関与の妥当性	5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 3 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	3			
		有効性	事業の効果	5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 3 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	人口減少による水道使用料収入が減少している反面、水道施設の老朽化により修繕を含めた維持管理費の増加により、採算性の指標の悪化が懸念されている。少ない経費で効果が増大するよう適切な維持管理に努めていく必要がある。今後、各施設の統合も含めた運営方針の再構築を計っていく必要がある。
			成果向上の可能性	5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 3 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3			
			施策への貢献度	5 施策推進への貢献は多大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。 3 施策推進につながっていない。	3			
	効率性	手段の最適性	手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 3 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	B	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 飲料水供給施設を適切に管理運営し、区域内に清浄で安心な飲料水を供給するため、事業継続と判断する。
			コスト効率	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 3 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3			
			市民（受益者）負担の適正	5 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 4 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 3 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3			
		一 次 判 定 ～ 所 属 長 ～	目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 概ね、施策の目的に沿った事業である。 3 この事業では施策の目的を果たすことができない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	■ 事業の方向性 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 飲料水供給施設は、その区域内に清浄で安定して飲料水を供給するための重要な施設であるため、施設の現状を的確に把握し、効率的に運営を行うことが必要である。今後は、上水道事業への統合や、他の施設との統合を視野に入れ検討を行う必要がある。
			社会情勢等への対応	5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 3 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	3			
			市の関与の妥当性	5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 3 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	3			
	評価	有効性	事業の効果	5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 3 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	所属長の課題認識
			成果向上の可能性	5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 3 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3			
			施策への貢献度	5 施策推進への貢献は多大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。 3 施策推進につながっていない。	3			
		効率性	手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 3 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	B	
			コスト効率	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 3 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3			
			市民（受益者）負担の適正	5 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 4 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 3 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3			